

令和元年 6 月 21 日

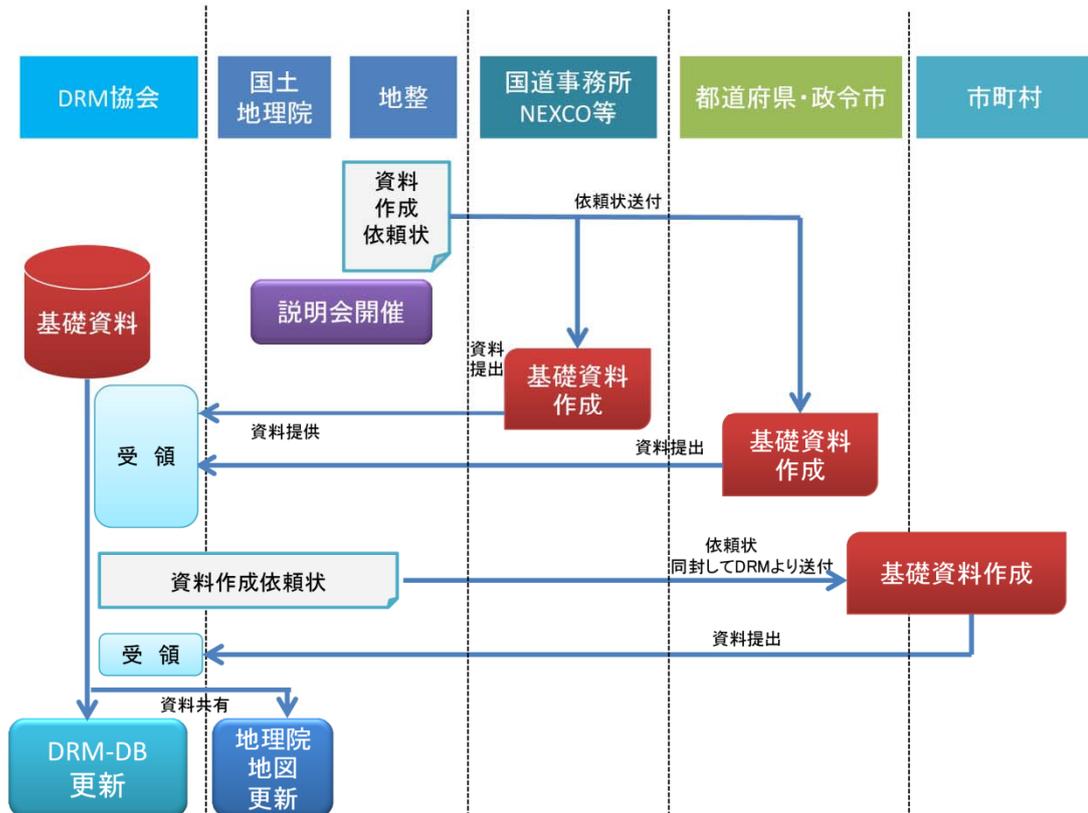
デジタル道路地図更新作業説明会の要旨

1. 目的：整備効果の早期発現は、道路の開通と併せて交通情報の提供が必要。
道路整備によるネットワーク効果の発現には、バイパス、交差点改良等、現地状況をカーナビ等に反映するとともに VICS 等による道路交通情報の提供が必要不可欠です。また、道路管理として特車システム用地図などに新規道路を反映させるためにもデジタル道路地図データベースを網羅的に最新に更新する必要があります。
2. 提出資料（p 32 デジタル道路地図データベース説明資料より）
様式 1（p 34～36）、様式 2（p 49～50）及び図面等（p39～48）について 8 月下旬を目途に提出して下さい。なお市町村は 9 月中旬を目途とします。
照会票（p37）がある場合はそちらもお願いいたします。
3. 令和元年度資料収集の変更点等
 - 1) 対象道路に社会資本総合整備計画の事業リストを活用（継続）
様式 1 の対象道路として、都道府県の社会資本総合整備計画の事業リストを活用しリストアップしています。公表等の状況により別途、追加でお願いすることもあります。時点更新、漏れが有るものについては、適宜追加・修正願います。
※R 1～R 3 年度開通予定（都県・政令市の農道、林道、臨港道路は、R 1 年度開通予定）
 - 3) 提出資料の民間への提供について
情報公開請求等、道路管理者の事務負担の軽減を図るため、昨年度より様式 1 に図面の民間提供可否の欄を追加しました。
 - 4) デジタル道路地図データベース道路管理者等利活用事例集の紹介
ヒアリングにおいて、具体的な事例を紹介してほしいとの要望を頂き、活用事例集をとりまとめました。
 - 5) 市町村への依頼の流れ（p24）
関係課へ照会して頂き、都道府県・政令市・市町村の窓口の方は、日本デジタル道路地図協会へ送付して下さい。
変更該当項目が無い場合にも、提出期限までに日本デジタル地図協会までメール、電話等で、その旨ご連絡を必ずお願いいたします。
 - 6) ヒアリングについて
資料の受領後に疑問点など直接お聞きしたい事柄について必要に応じて現地に伺ってヒアリングを実施します。

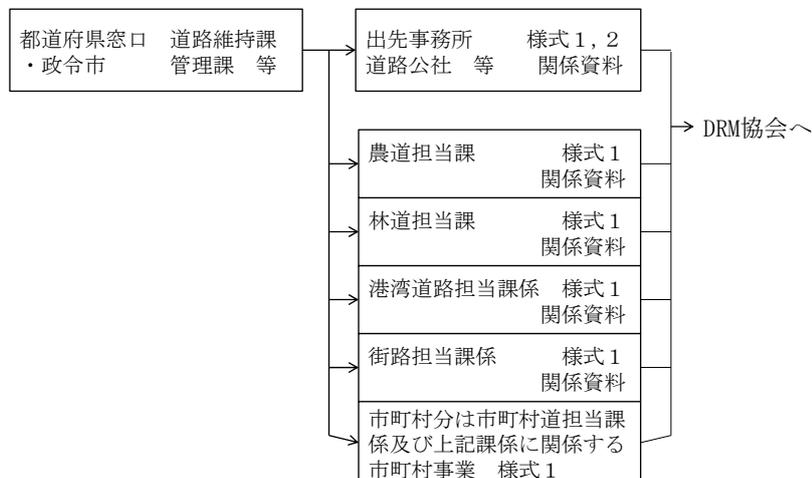
7) 道路冠水の収集等

都道府県・政令市から整備局又は国道事務所に資料提出している場合は、提出不要です。異常規制通行規制区間起終点、緊急輸送道路は、必要に応じて確認の資料提供をお願いします。

※今後、ヒアリング、照会、入力箇所の確認等にご協力をお願い致します。



※都道府県・政令市における基礎資料及び様式1の作成



資料収集について、良くあるお問い合わせの事例

No.	質問	回答
1	該当しないが、連絡は必要ですか？	該当しない旨をメール等で協会あてに必ずご連絡をお願いいたします。
2	期限内に間に合わないのですが？	準備出来た資料から順次提出願います
3	CAD データが無く、紙資料のみですが？	紙資料でも良いので提出願います
4	完成図面で無いとだめですか？	計画又は工事図面で構いません。また延長や線形、供用時期等が大きく変更になった場合は、変更なった時点で提出願います
5	添付の封筒に資料が入らないのですが？	お手数ですが、お手持ちの封筒等を用いて着払いで協会まで提出願います
6	暫定形でも提出必要でしょうか？	形状や期間にもよるので協会までご相談ください * 例えば大幅な変更や1年以上暫定形となる場合は提出願います
7	変更図面は今年度末にならないと提供不可ですが、それで良いですか？	提供可能となり次第、提出願います